

# 第1章 計画の策定にあたって

## 1 計画の概要

### (1) 策定趣旨

本市では、平成17年度に第1次静岡市地域福祉計画を策定し、以降、令和4年度までの第3次地域福祉基本計画において、地域における身近な支え合いや、誰もが安心して暮らしやすい地域社会を目指す取組を進めてきました。

こうした中で、本市だけでなく全国的に少子高齢化や人口減少がさらに深刻化し、長引く景気低迷や新型コロナウイルス感染症の流行等、新たな社会問題にも直面し、住民の安心した生活の維持がますます難しくなっています。

そのような厳しい社会状況だけでなく、価値観の変化や生活様式の多様化により、個人や世帯で抱える課題は、核家族化や8050問題、1人暮らしの高齢者の増加や生活困窮など多岐にわたり、それらが複雑に絡み合っています。

これらの課題は、これまでのように個人や家庭の中だけでは解決することが難しくなっており、地域のつながりや身近な住民同士の支え合いが、改めて必要とされています。

私たちの暮らす地域には、自治会・町内会や民生委員・児童委員など地域に根差して活動する団体や個人、ボランティアやNPO団体などそれぞれの分野で活動する多様な主体がいます。日常生活の困りごとに隣近所の人気づいたり、災害時に地域で助け合えるよう日頃から地域で防災訓練をするなど、地域に住んでいる住民同士でいかに助け合い、支え合うかが、地域課題の解決のための第一歩となります。

「支える側」「支えられる側」というこれまでの関係性を超えて、誰もが支え合い、誰もが主役となって居場所と役割を持てるような、地域社会の実現が求められています。

住み慣れた地域で、支え合いながら安心して自分らしく暮らし続けることができるよう、住民や地域の関係団体、民間事業者や行政等が手を取り合って、地域づくりをするための計画として、ここに第4次静岡市地域福祉基本計画を策定します。

## (2) 計画の位置づけ

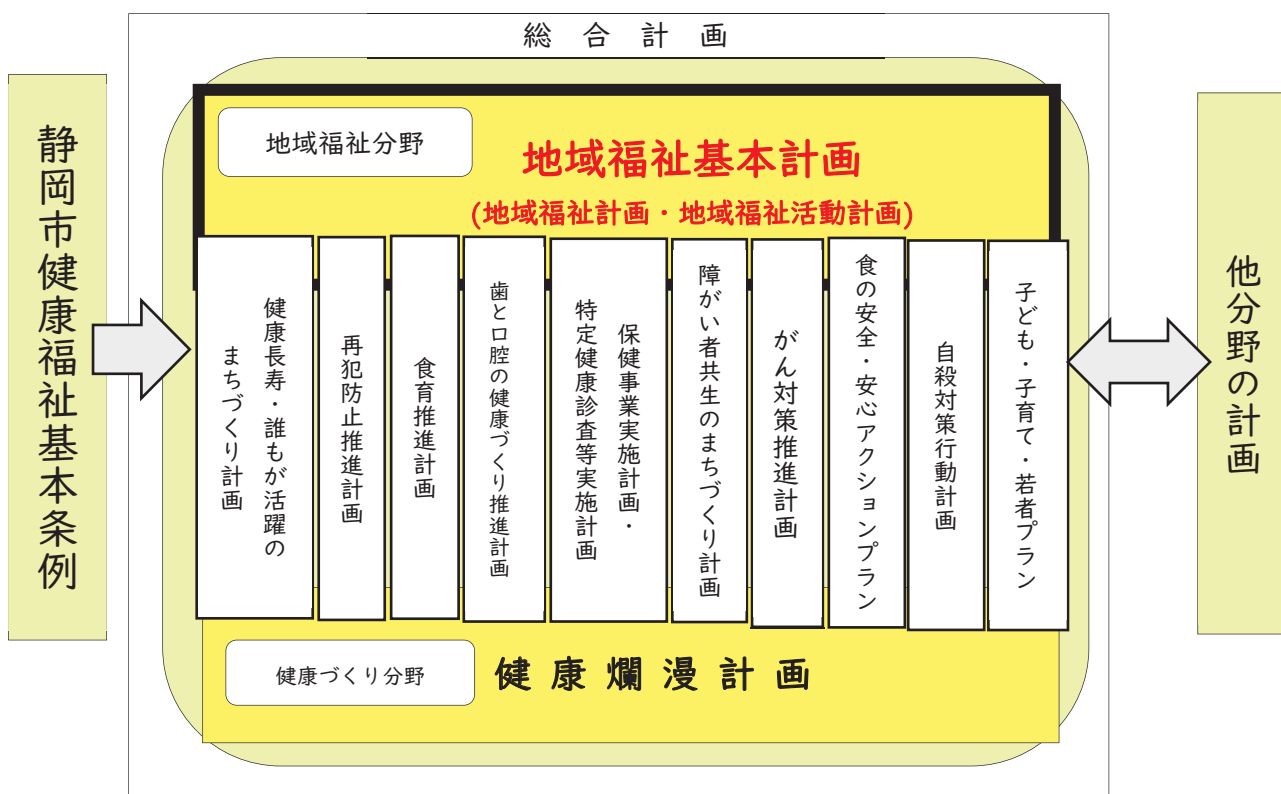
第4次静岡市地域福祉基本計画は、第3次までの計画と同様、社会福祉法第107条に定められる、市町村が地域福祉の推進に関する事項を一体的に定める計画である「市町村地域福祉計画」と位置づけます。

また、成年後見制度の利用の促進に関する法律第14条に基づく「市町村成年後見制度利用促進基本計画」について、地域福祉計画の目指す「地域共生社会の実現」の理念と共通するため、地域福祉計画に内包する計画とし、一体的に推進していきます。

(※成年後見制度利用促進計画については、第3章で詳しく掲載しています。)

また、地域福祉基本計画は、本市の第4次総合計画（令和5年度～12年度）の施策体系を踏まえ、地域福祉を推進することにより、関連する総合計画の目標を実現するものであり、第4次総合計画の内容と整合を図りながら策定しました。

健康福祉の分野の他の計画である「健康爛漫計画」「健康長寿・誰もが活躍のまちづくり計画（高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画）」、「障がい者共生のまちづくり計画」、「子ども・子育て・若者プラン」など関係する諸計画とも整合を図り、地域福祉の観点から横断的に施策を進めることができるよう、相互に連携しながら計画を策定しています。



### (3) 2つの計画の関係性

地域福祉を推進する「静岡市地域福祉基本計画」は、行政の計画である「地域福祉計画」と静岡市社会福祉協議会の計画である「地域福祉活動計画」の2つの計画の総称です。

社会福祉協議会は、社会福祉法第109条において「地域福祉の推進を図ることを目的とする団体」として位置付けられ、地域住民や事業者、ボランティア等、関係団体との連携により地域福祉の推進において、地域の中核的な役割を担っています。

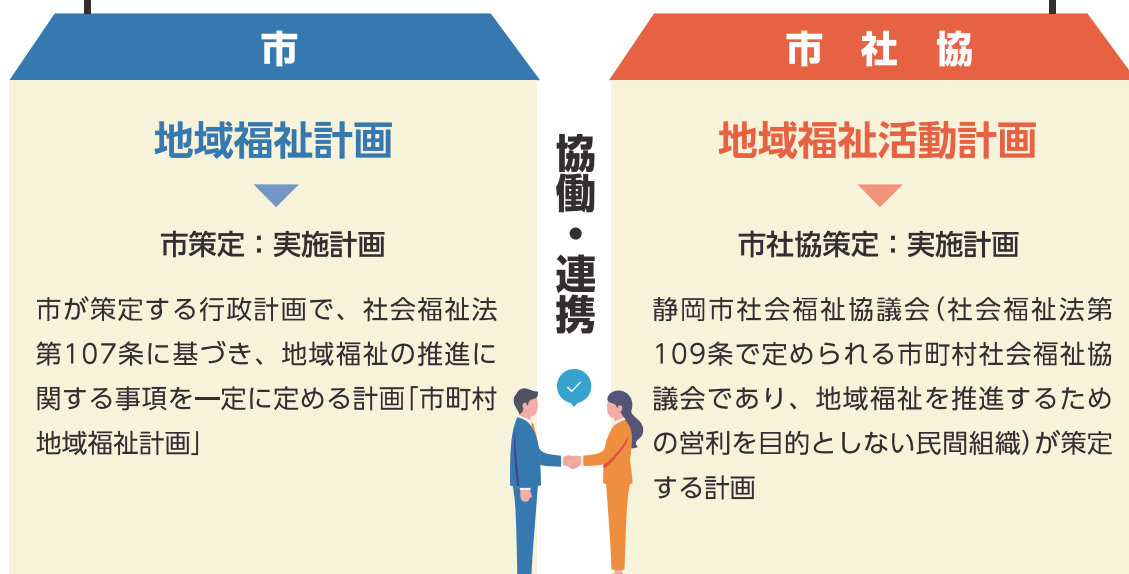
市民や地域の関係団体等と一体となって地域生活の課題への対応していくため、第3次計画（平成27年度～令和4年度）から、市の計画と市社協の計画を「静岡市地域福祉基本計画」として一体的に策定しています。

「地域福祉計画」と「地域福祉活動計画」において、基本理念や基本目標を共通のものとし、車の両輪のように、同じ方向を向いて共に進むべきものとして計画を策定しています。

基本理念 ▶▶ だれもが ここで暮らし続けたいと思う 地域をめざして

## 第4次 静岡市地域福祉基本計画

(市策定：地域福祉計画 + 市社協策定：地域福祉活動計画)



### (4)SDG s との関連性

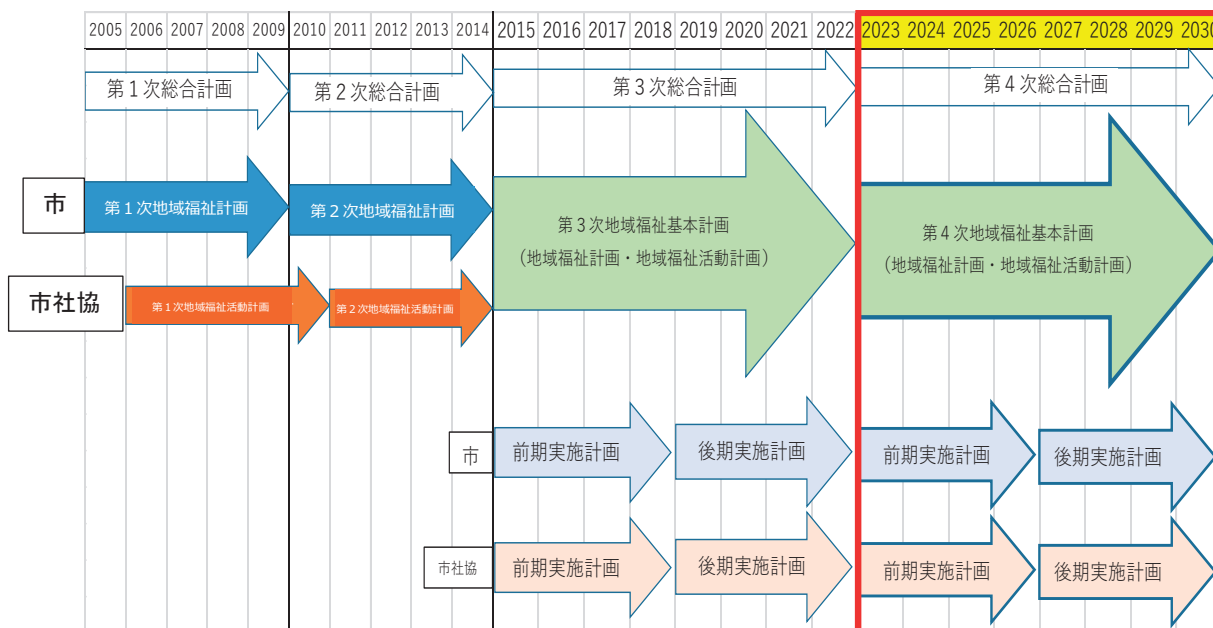
SDG s (Sustainable Development Goals) とは、「誰一人取り残さない」という理念のもと、持続可能な開発目標として平成 27 年に国連で採択された 2030 年までの国際目標です。

本市は平成 30 年に SDG s 未来都市、SDG s ハブ都市にも選ばれており、積極的に SDG s を推進し、日本・世界に向けて本市の取組を発信しています。この SDG s の理念は、国の目指す地域共生社会の理念や、本市の地域福祉の推進の考え方とも重なるため、本計画においては、SDG s の 17 のゴールを踏まえて関連性を示しながら、計画を策定しています。



### (5)計画期間

平成 27(2015)年度からの第 3 次計画から、本市の総合計画と期間を合わせ、8 年間の計画としています。第 4 次計画においても、総合計画と合わせ、令和 5 (2023)年度から令和 12(2030)年度の 8 年間の計画とします。そのうちの 4 年間で前期・後期と分け、より具体的な個別の事業や成果指標等を定めた「実施計画」とし、前期 4 年の終了時に見直しを行い、後期実施計画を策定します。



## 2 地域福祉を取り巻く現状

### (1) 国の動向

#### ○社会福祉法の改正

国においては、社会福祉法に基づき、地域共生社会の実現を目指し取組を進めており、同法106条の3において、市町村が包括的な支援体制づくりに努める旨が規定されています。また、令和2年に「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」が公布され、市町村において、既存の相談支援等の取組を活かしつつ、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するために新たな事業として「重層的支援体制整備事業」が創設されました。

#### ○生活困窮者自立支援法

平成27年4月に生活困窮者自立支援法が施行され、福祉事務所設置自治体として、生活保護に至る前の生活困窮者への支援を実施しています。法に基づく、生活困窮者自立支援制度は、地域福祉を拡充し、まちづくりを進めていく上でも重要な施策であり、市町村の地域福祉計画の中に位置づけて、計画的に取り組むこととして示されています。

#### ○成年後見制度利用促進法

認知症、知的障がい、精神障がいなどが理由で、判断能力が十分でなく財産管理や日常生活等に支障がある人たちの権利を守り必要に応じて支援をするのが、成年後見制度です。平成28年5月に施行された「成年後見制度の利用の促進に関する法律」により、市町村は、国の「成年後見制度利用促進基本計画」を勘案して、成年後見制度の利用促進についての市町村計画を定めるよう努めることが規定されました。

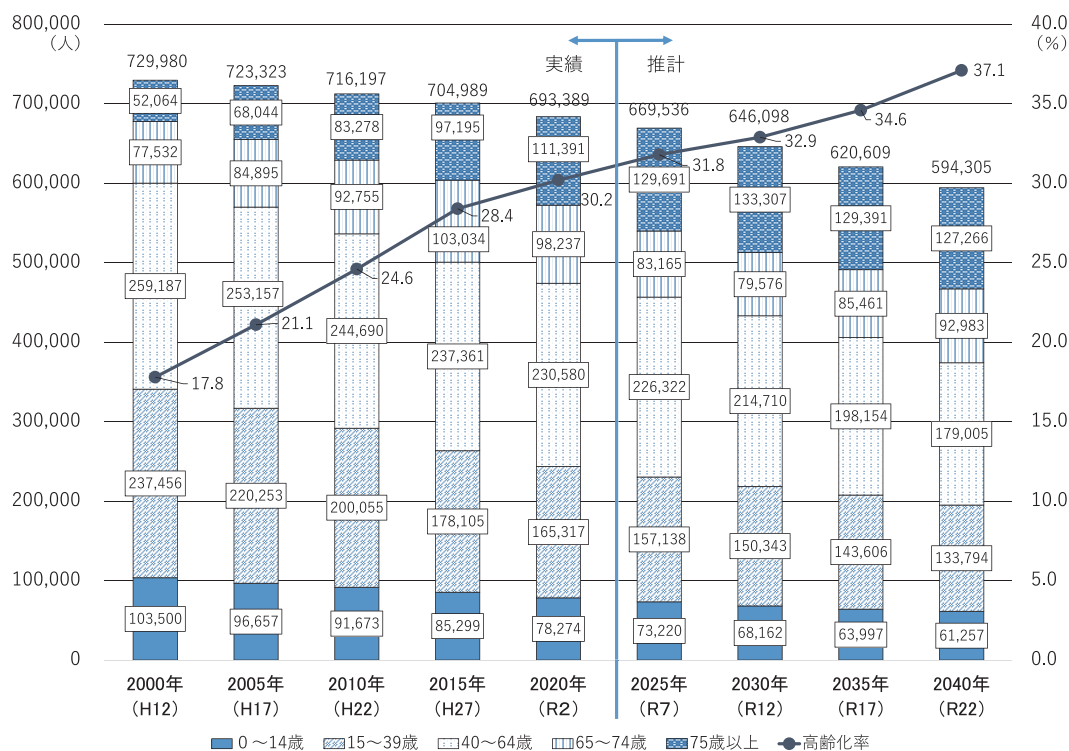
## (2)本市の状況

### 人口減少と少子高齢化

令和7年は団塊世代が75歳以上となり、令和22年には団塊ジュニア世代が、65歳以上となります。グラフ①「静岡市の人口の推移と将来推計」からもわかるように、全国的に将来を担う世代の人口が減少していると言われる中、本市においても、令和22年には人口が60万人を割ると見込まれています。高齢化率も、年々上昇しており、令和22年には37.1%まで増加していくと推計されています。

また、75歳以上の後期高齢者が増加する一方で、生産年齢人口（15～64歳）が減少し、担い手不足が懸念されます。

グラフ①「静岡市の人口の推移と将来推計」



出典：令和2年までは総務省「国勢調査」、推計は国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（2018年3月推計）」

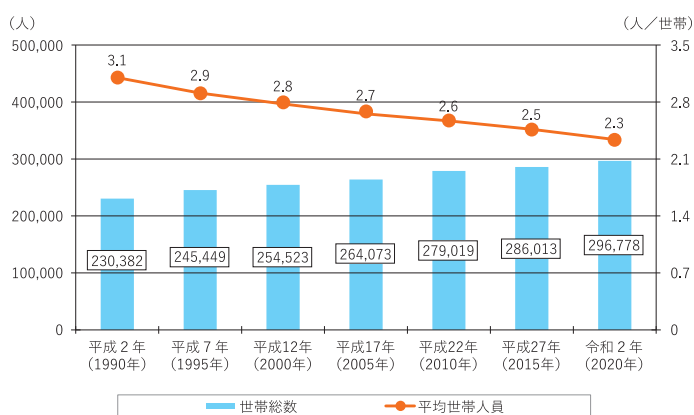


### 高齢者に関する現状

高齢化が進む中で、高齢者に対する支援についての課題も多くあります。  
**P61、グラフ②「介護保険事業における要介護認定者数の推移」**からもわかるように、介護保険の要介護認定者数は年々上昇しており、令和7年には44,000人以上になると推計されています。高齢化の進展により、介護需要は確実に増大すると言えます。

また、**P61、グラフ③「要介護認定率（年齢調整後）の推移」**からもわかるように、要介護認定率（年齢調整後）も年々上昇しています。

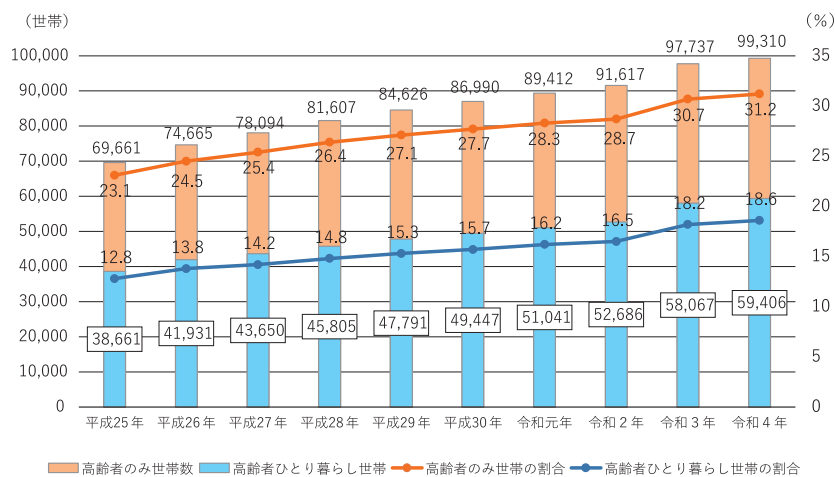
グラフ④「世帯数と一世帯あたりの人数」



合わせて、**グラフ④「世帯数と一世帯あたりの人数」**、**グラフ⑤「高齢者のみ世帯・高齢者単身世帯数の推移」**から見ても、一世帯あたりの人数は平成2年から減少傾向にある一方で、高齢者のみの世帯や高齢者のひとり暮らし世帯が年々増加していることがわかります。

出典：静岡市調べ

グラフ⑤「高齢者のみ世帯・高齢者単身世帯数の推移」



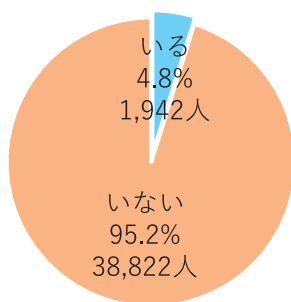
出典：静岡市調べ

また、高齢分野では特に、認知症のケアが強化されていますが、5人に1人が認知症高齢者になると言われており、本市においても認知症の高齢者数は平成29年から令和3年まで増加しており、高齢者人口に対する割合も平成29年の11.3%から令和3年で12.5%まで上昇しています。（P63、グラフ⑥「認知症高齢者数の推移」参照）

それに伴い、P63、グラフ⑦「成年後見制度の利用者数」、P64、グラフ⑧「成年後見制度の申立数」も年々増加しており新規契約件数は、概ね増加傾向にあります。また、日常生活自立支援事業についても、（P64、グラフ⑨「日常生活自立支援事業に関する相談・利用状況」）直近2年間における相談件数は、約1.3倍となっており、利用者、利用希望者のニーズが高まっていることがうかがえます。

**支援を必要とする人の現状**

グラフ⑫「ヤングケアラーの実態」



ケアしている人の有無

国、県との比較

	静岡県調査		国調査
	静岡市	静岡県	国
小学生	5.8%	5.0%	6.5%
中学生	4.9%	5.0%	5.7%
高校生	4.0%	3.9%	4.1%
全体	4.8%	4.6%	4.8%

※県調査 令和3年11月から令和4年2月（小学校5・6年生、中学生、高校生）

※国調査 小6：2022.1月 中2・高2：2021.4月

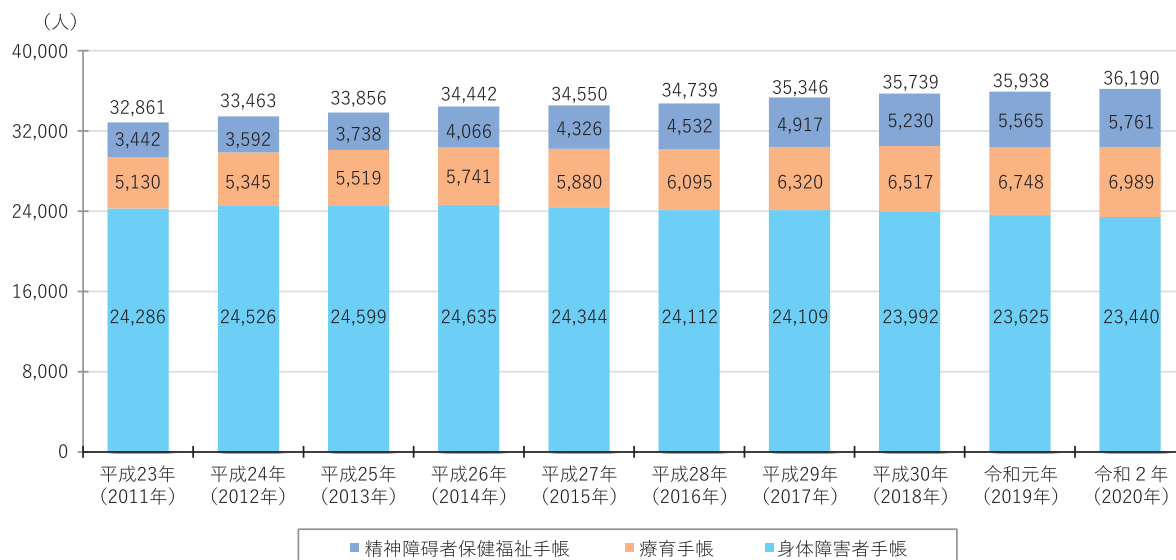
子ども・子育て分野においては、P65、グラフ⑩「平均初婚年齢・母親の第一子出生時平均年齢」のとおり、本市の平均初婚年齢、母親の第一子出生時平均年齢は高まっており、晩婚化、晩産化の傾向がうかがえます。それにより、子育てと親の介護を同時期に行うことになる「ダブルケア」などの問題が起こりやすくなります。

また、一方で P65、グラフ⑪「児童虐待に係る相談及び一時保護件数」や グラフ⑫「ヤングケアラーの実態」からもわかるように、虐待による相談件数の増加や、近年顕在化してきた「ヤングケアラー」についても課題として表れています。

静岡市のヤングケアラーの実態として、家族の「ケアをしている」割合は、全体のうち4.8%となっています。なお、学校ごとに国や本県と比較した結果は小学生が5.8%と、静岡県と比較するとやや高い割合となっています。



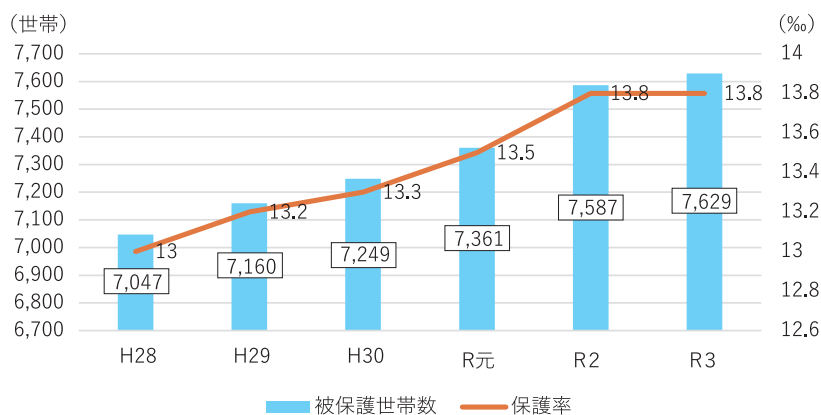
グラフ⑬ 「障害者手帳所持者数の推移」



出典：静岡市調べ

グラフ⑬「障害者手帳所持者の推移」からもわかるように、障害者手帳所持者数は年々増加しています。また、身体障害者手帳所持者は減少している一方で、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳所持者は増加傾向にあります。

グラフ⑭ 「生活保護被保護世帯数と保護率の推移」



グラフ⑭「生活保護被保護世帯数と保護率の推移」からもわかるように、生活保護の被保護世帯数は、平成28年から増加しており保護率も年々上昇しています。長引く経済不況の影響を受けていることが考えられます。

※保護率：推計人口に対する被保護実人員。表記の単位は‰（パーミル）で人口1000人あたりの人数。

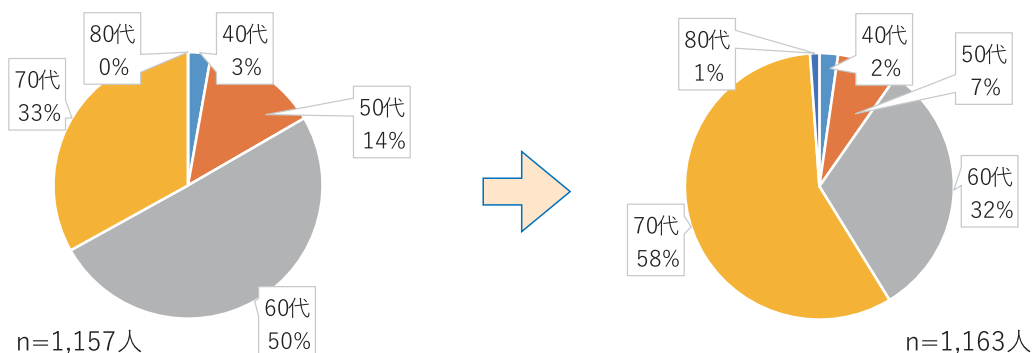
出典：静岡市の福祉

**担い手と地域活動の変化**

グラフ⑯ 「民生委員・児童委員における70歳以上の割合推移」

(平成25年4月1日)

(令和4年4月1日)

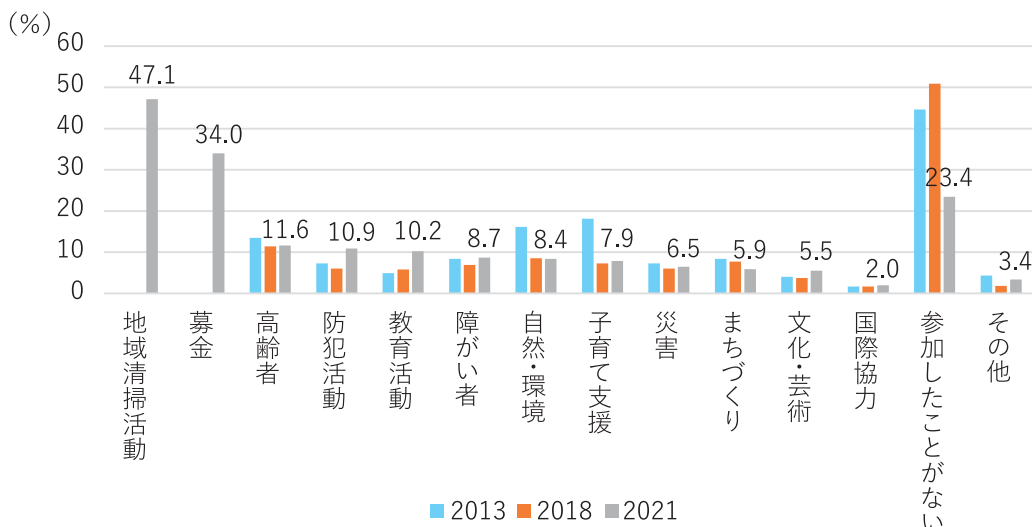


出典：静岡市調べ

グラフ⑯「民生委員・児童委員における70歳以上の割合推移」からみてもわかるように、民生委員・児童委員の年齢内訳を見ると、平成25年から令和4年で60代の割合が減り70代の割合が増えており、担い手が高齢化していることがわかります。

また、P68、グラフ⑰「民生委員・児童委員の認知度(年齢別)」からもわかるように70、80代以上は民生委員・児童委員について「いることも何をしているのかも知っている」人の割合が5割を超えています。高齢者にとっては馴染みがありますが、若い世代には制度としてあまり浸透していないことがわかります。

グラフ⑳ 「ボランティア活動の参加分野」



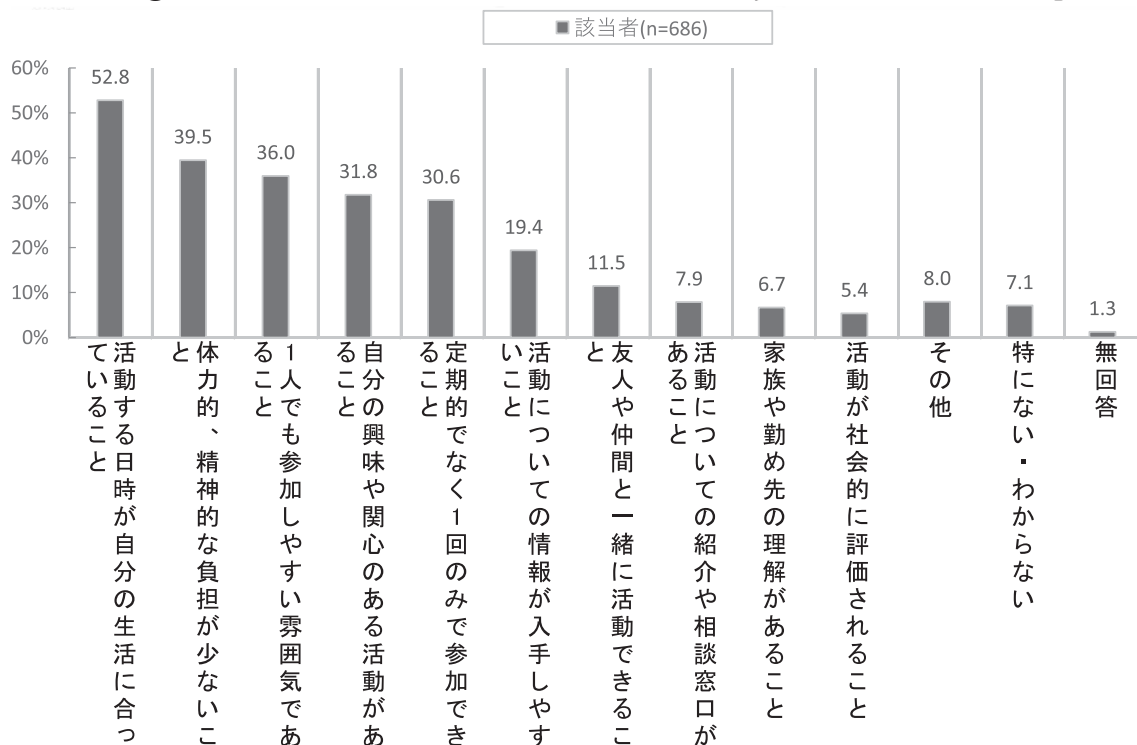
※2013、2018年は「地域清掃活動」「募金」は調査項目に含んでいません。

出典：R3 地域福祉に関する市民アンケート

グラフ⑳「ボランティア活動の参加分野」については、令和3(2021)年の地域清掃活動と募金を除いては、各分野も大きな差はなく分散しています。令和3(2021)年調査で追加した「地域清掃活動」は、町内会に加入している人にとって、参加しやすい地域活動として本市で浸透している地域活動の1つと言えます。また、「募金」は活動時間や活動内容に関わらず自由に個人の金額で選択することができるため、福祉への貢献という意味で、気軽に誰でもできる活動とも言えます。

また、グラフ㉑「どのようにしたらボランティア活動に参加しやすくなるか」からもわかるように、ボランティア活動に参加したくなる条件としては、活動する日時が生活にあっていないことを望む人の割合が多いことがわかります。仕事や家庭で多忙な世代であっても活動をできる条件が合えば、ボランティア活動や地域活動に参加可能であるとも言えます。

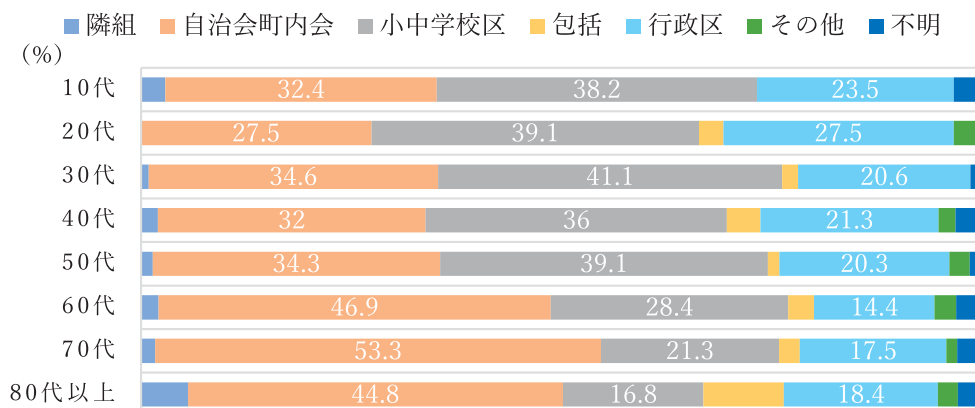
グラフ㉑「どのようにしたらボランティア活動に参加しやすくなるか。」



出典：R3地域福祉に関する市民アンケート

## 地域課題、市の施策について

グラフ② 『「地域」とはどの範囲だと思うか。』



出典：R3 地域福祉に関する市民アンケート

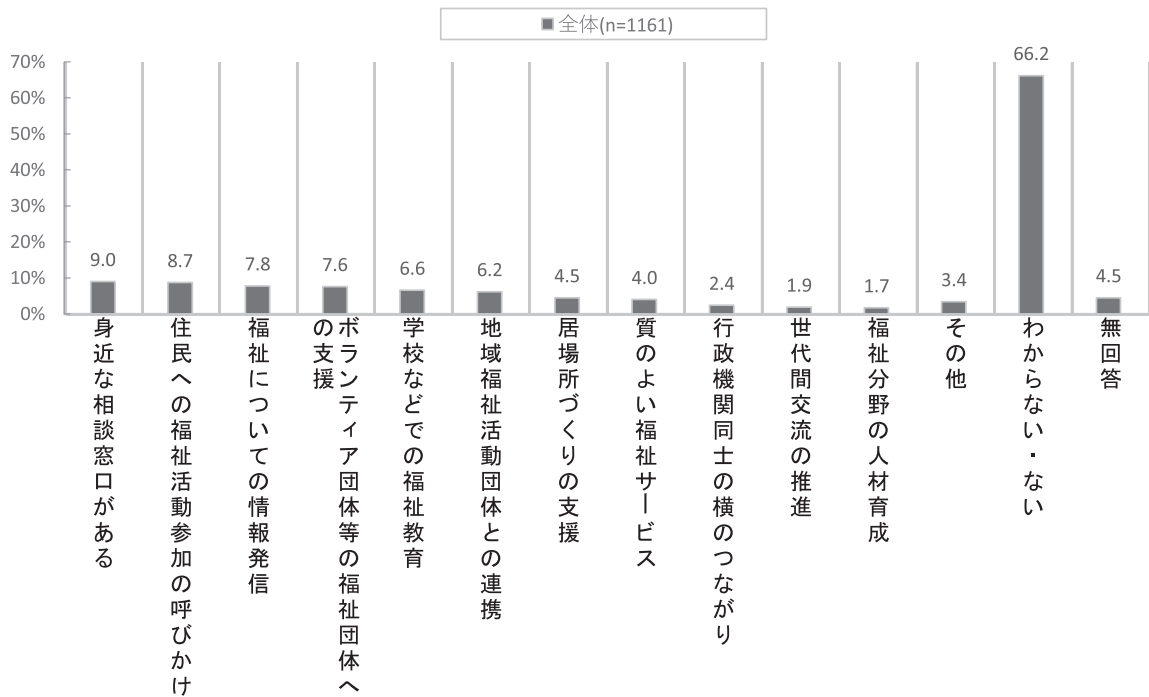
グラフ② 『「地域」とはどの範囲だと思うか。』からもわかるように、「地域」の範囲をどこまでと捉えるかは、年代によって差があります。60代以上は「自治会・町内会」を地域と考える人の割合が高く、20代から50代は「小・中学校区」を地域と考える人の割合が高いです。町内会の最も小さい単位である「隣組」の割合はどの年代も低いことがわかります。

P72、グラフ③ 『自分の地域で困りごとや不安があるか。』からもわかるように、地域内の困りごとや不安については、担い手が少ないことや住民同士の関わりがないこと、地域のルールが守られていないなどが多い中、困りごとや不安を感じていない人の割合も高いです。単純に、地域の困りごとがないのか、困りごとだと感じていなかったり、関心がないという可能性もあります。

また、P73、グラフ④ 『最近の地域福祉の課題の中で、身の回りで話題になっていること。』を見ると老老介護以外の課題は、大きな差はなく分散しています。また、特にないという人の割合も高く、最近、地域福祉で一般的によく聞かれるようになった課題等については、特に身近に感じていない人が多いこともわかります。

一方で、P73、グラフ⑤ 『新型コロナウイルス感染症による影響』調査では、新型コロナウイルス感染症の流行により影響を受けたことの調査では、自分や家族の感染の不安がもっとも多い割合で、それに次いで行動制限や対人関係の制限による心的ストレスを感じている人の割合が多いことがわかります。

グラフ②⑥ 「市の福祉施策についての評価」



出典：R3 地域福祉に関する市民アンケート

グラフ②⑥「市の福祉施策についての評価」を見ると、市の実施する施策について、いずれも割合は低く、「わからない・ない」の割合が非常に高い結果となっています。本市の地域福祉の取組が知られていない状況がわかります。福祉施策そのものを充実させるとともに、実施している施策の効果的な広報・周知が必要であることが言えます。

2章に掲載したその他のグラフについては、P60～74の「資料編 地域福祉を取り巻く現状 統計データ」を参照ください。

#### グラフ一覧

- ①静岡市の人口の推移と将来推計
- ②介護保険事業における要介護認定者数の推移
- ③要介護認定率（年齢調整後）の推移
- ④世帯数と一世帯あたりの人数
- ⑤高齢者のみ世帯・高齢者単身世帯数の推移
- ⑥認知症高齢者数の推移
- ⑦成年後見制度の利用者数
- ⑧成年後見制度の申立数
- ⑨日常生活自立支援事業に関する相談・利用状況
- ⑩平均初婚年齢・母親の第一子出生時平均年齢
- ⑪児童虐待に係る相談及び一時保護件数
- ⑫ヤングケアラーの実態
- ⑬障害者手帳所持者数の推移
- ⑭生活保護被保護世帯数と保護率の推移
- ⑮静岡市ひきこもり地域支援センターの相談件数の推移
- ⑯民生委員・児童委員における70歳以上の割合推移
- ⑰民生委員・児童委員の認知度（年齢別）
- ⑱ボランティアの参加状況
- ⑲ボランティア活動の参加状況（世代別）
- ⑳ボランティア活動の参加分野
- ㉑どのようにしたらボランティア活動に参加しやすくなるか。
- ㉒「地域」とはどの範囲だと思うか。
- ㉓自分の地域で困りごとや不安があるか。
- ㉔最近の地域福祉の課題の中で、身の回りで話題になっていること。
- ㉕新型コロナウイルス感染症による影響
- ㉖市の福祉施策についての評価



### 3 第3次計画の取組と評価

平成27年度から令和4年度までの第3次地域福祉基本計画は、基本目標を以下のように定め、8年間を計画期間として地域の福祉について取り組んできました。

基本目標① 一人ひとりに必要な支援を提供できる環境づくり

- A 安心につながる支援の充実
- B 適切な支援につながる取組の推進

#### 主な取組

障害や高齢者の福祉サービスなど多様なニーズに対応した支援を行うとともに在宅医療・介護連携協議会の開催や認知症疾患医療センターを整備するなど静岡型包括ケアシステムの推進に努めました。

また、成年後見支援センターの整備や市民後見人制度の開始など、権利を守る取組や生活困窮者の自立相談支援など必要な支援を提供できるしくみを整えました。

#### 現状と課題

市民アンケートでは、「静岡市はセーフティネット(最低限の社会保障や生活保障のしくみ)が整備されているまちだと思う」市民の割合は、平成25(2013)年 32.0% → 令和3(2021)年 41.4% と、上昇している一方、「普段生活する中で、特に悩みや不安は感じていない」人の割合は、平成25(2013)年 25.0% → 令和3(2021)年 23.9% と、やや減少しており、最低限の生活保障の制度は進んできてはいるものの、日常生活においては、何かしら悩みや困りごとを抱えている人は減っていないことがわかります。

また、日常生活における悩みごとの内容は、平成25(2013)年から令和3(2021)年において変わらず、「健康のこと」「経済的なこと」が多いことがわかります。

悩みごとの相談先は、平成25(2013)年から令和3(2021)年において、「家族」「友人・知人」が圧倒的に多く、行政や市社協、民生委員・児童委員を相談先として選ぶ割合は少ないという結果は8年前から大きく変わりません。



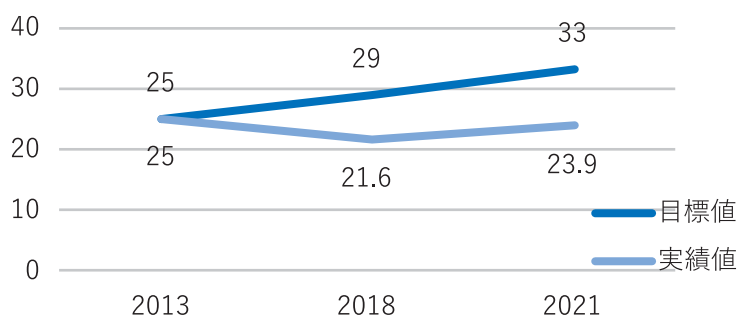
- 引き続き、健康面や介護、障がいや生活困窮等の困りごとに対する福祉サービスを充実させる。
- 身近な相談窓口を充実させ、適切な支援先につなげる。
- 支援機関や地域とつながることができない人を「孤立させない」しくみをつくる。

◎【成果指標】 セーフティネットが整備されているまちだと思う市民の割合

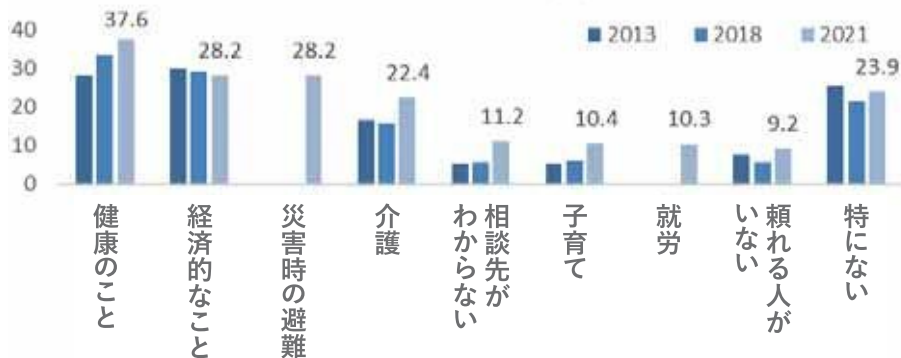
%	2013	2018	2021
目標	32.0	39.5	43.5
実績	32.0	39.5	41.4

※目標は2022年時点の数字

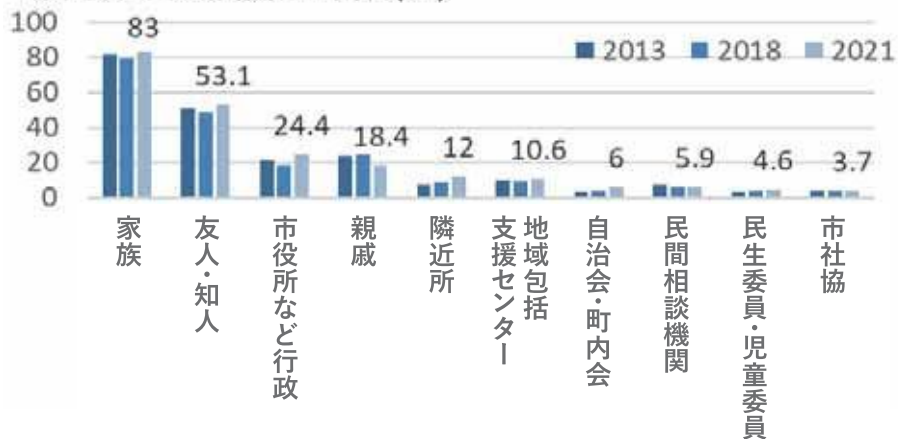
◎普段生活する中で、特に悩みや不安は感じていない人の割合(%)



◎日常生活の悩みや困りごとの内容(%)



◎困りごとの相談先の割合(%)



## 基本目標② 市民との協働による地域づくり

- C 地域活動の活性化の促進
- D 支え合える地域づくりの推進

## 主な取組

地区社協の活動支援や災害時要援護者避難支援制度の推進など地域の活動の支援を行うことや、老人福祉センターの運営やS型デイサービスの実施、子育て支援センターの運営など、地域の交流の場や機会の充実に向けて取り組んできました。

## 現状と課題

市民アンケートでは「防災訓練などの地域活動に参加する人」の割合は、平成25(2013)年 27.0% → 令和3(2021)年 41.0% で増加傾向にあります。

また、S型デイサービス実施会場数は、平成25(2013)年 240会場 → 令和3(2021)年 276会場と拡大しており、地域住民主体で行われる地域活動は、少しずつ活発化しています。

地域福祉交流拠点事業（地域福祉に関連する市民参加の交流イベントや講座等の事業）数も増加してはいるものの、令和2年度からは新型コロナウイルス感染症の影響を受け、多くの人が集まって交流する機会が制限されたこともあり、新しい交流の方法や対人ではなくてもやりとりができるつながりづくりの新しい形が求められていると言えます。

また、「日常生活に困った時、地域で何をしてほしいか」の割合は、「災害時の対応」や「安否確認の声かけ」を求める人が平成25(2013)年から令和3(2021)年で変わらず多い傾向にあり、地域のつながりが薄れつつある中でも、災害時の助け合いや日常生活における安否確認の声かけは、地域住民同士で助け合いたいと望む声が一定数あることがわかります。

そのためには、自分の住む地域でどのような人が生活しているか、顔見知り程度やあいさつなどの声かけ程度でもつながりを持ち続けることが大切です。



- 地域住民同士の助け合い活動や災害時のネットワークづくりを促進する。
- 地域住民が世代を超えて交流し、地域で支え合えるつながりが必要である。
- 地域で活動するための拠点や活動できる機会を充実させる。

◎【成果指標】 地域活動(防災訓練など)に参加する人の割合

%	2013	2018	2021
目標	27.0	32.1	38.2
実績	27.0	31.0	41.0

※目標は2022年時点の数字

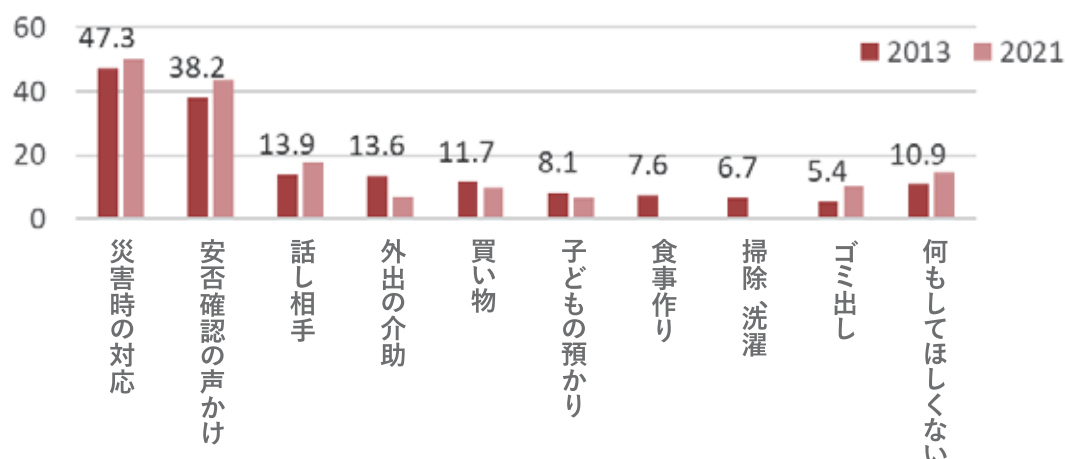
◎【成果指標】 S型デイサービス実施会場数

会場	2013	2018	2021
目標	-	275	290
実績	240	274	276

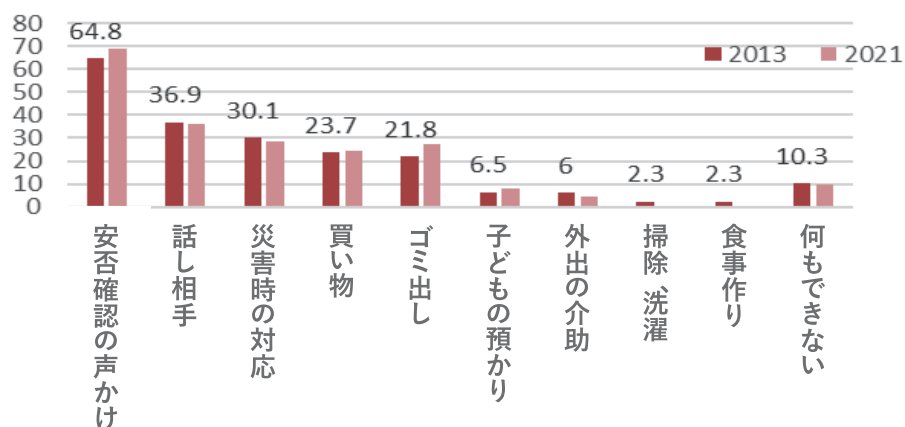
※目標は2022年時点の数字

※2021年実績は新型コロナウイルス感染症による影響大

◎日常生活に困った時、地域で何をしてほしいか。(%)



◎地域で困っている人やその方や家族に対してできることは何か(%)



## 基本目標③ 地域福祉を担う人づくり

- E 支え合いの担い手の充実
- F 支え合いの意識づくりの推進

## 主な取組

ボランティア等の生活支援の担い手の育成やネットワーク化などを行う「生活支援コーディネーター」の配置や、民生委員・児童委員に対する研修、65歳以上の元気なシニアによる介護施設等の地域貢献活動を行うことを推進する「元氣いきいき！シニアサポーター事業」などを立ち上げ、担い手の育成と支援を行ってきました。

## 現状と課題

市民アンケートでは、ボランティア活動や地域活動の参加状況として、「現在参加していて、今後も活動を続けたいと思う人」の割合が平成25(2013)年 24.5% → 令和3(2021)年 36% と増えている一方で、「現在は参加しているが、今後は活動を続けたくないと思う人」の割合も平成25(2013)年 3.5% → 令和3(2021)年 16.8% と増えていることがわかります。

ボランティア活動そのものは8年前から比べると浸透してきたものの、現在ボランティア活動をしている人は、活動内容について現状に満足しているとは限らず、何らかの理由で活動を継続したくないと思っている人が一定数いることが課題です。

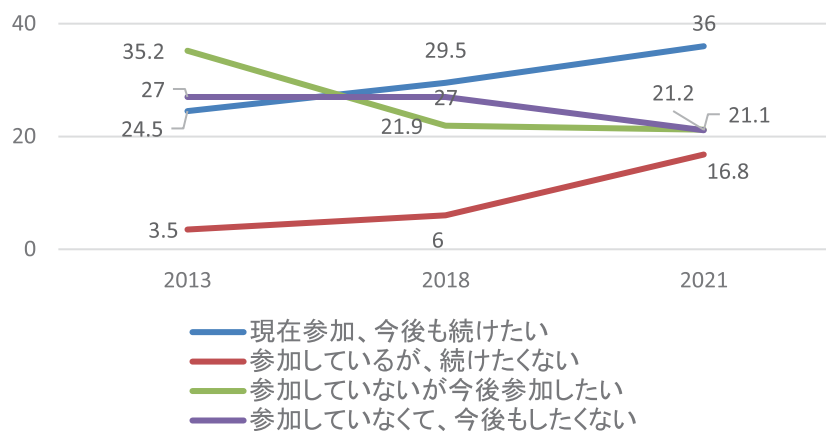
ボランティアの分野別の参加割合については、高齢分野と子ども分野において8年前と比較すると割合が減っており、目標値には達していません。

また、「自分の地域で今、何が問題だと思うか」の問いでは、8年前から「関わり合いの減少」や「担い手不足」が課題としてあがる中で、令和3(2021)年は特に「課題がわからない」と感じる人の割合が増えていることがわかります。



- 地域の支え合いやボランティア活動の大切さを知る。
- 地域の課題に気づき、「自分ごと」として捉え、解決する力をつける。
- 地域福祉の担い手を育て、様々な世代が活動しやすい環境にする。

◎ボランティア活動や地域活動の参加状況(%)

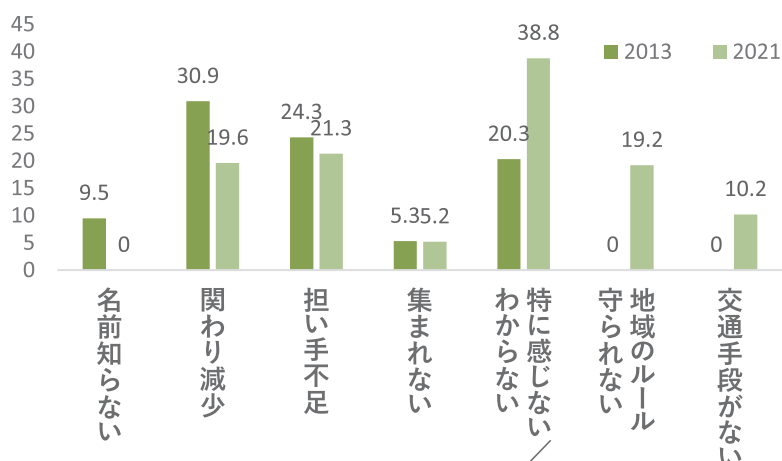


◎【成果指標】子ども、高齢者、障がい者に関するボランティア活動に参加している人の割合

%	2013	2018	2021
子ども(目標)	18.0	23.0	18.0
子ども(実績)	18.0	7.3	7.9
高齢(目標)	13.0	23.0	13.0
高齢(実績)	13.0	11.4	11.6
障がい(目標)	8.0	13.0	8.0
障がい(実績)	8.0	6.9	8.7

※目標は2022年時点の数字

◎自分の住んでいる地域で今、何が問題だと思うか。(%)





## 4 計画策定の方針

### (1) 市民アンケート結果／地区懇談会からみる地域課題

(地域福祉の意識について)

- ◆行政の福祉制度や社協の地域福祉活動が認識されておらず、地域で起きている困りごとについて「ない・わからない」の割合が一定数いる。市の実施している福祉施策の評価についても、「わからない」の割合が多い。
- ◆自分の住む地域の課題に無関心な人が多く、地域で起きていることを「自分ごと」として捉えている人が少ない。

(困りごとの相談支援について)

- ◆8050問題※1)やヤングケアラー※2)など、課題は多様化・複合化しており、認知症高齢者の増加により権利擁護支援の必要性が高まっている。
- ◆困りごとがあっても声があげられず、支援が必要な人に適切な支援が届かずに、社会的に孤立してしまう。

(担い手不足、地域活動について)

- ◆自治会・町内会の担い手が高齢化している。
- ◆民生委員・児童委員の新たな成り手の確保が難しい。
- ◆ボランティア活動や地域活動の参加者は一定数いるが、若い世代の参加は少なく、参加しやすい活動を見直す必要がある。

(地域のつながりについて)

- ◆社会情勢の変化やライフスタイルの変化で、人々の価値観も変わる中で、従来の地縁組織の活動維持が困難になり、地域の結びつきが希薄化しつつあると言われている。
- ◆その一方で、安否確認や災害時の助け合いなど、身近な地域での支え合いは今も変わらず必要とされている。

(※1)8050問題…80代の高齢者が、50代の子と同居し生活を支えている世帯の問題。

(※2)ヤングケアラー…一般に「本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っている子ども(厚生労働省)」とされている。本市では18歳未満の子どものほか20代・30代の若者の支援にも取り組んでいく(詳しくはP37参照。)

## (2)今後の取組に必要な視点

市民アンケート結果や地区懇談会での意見、第3次計画の振り返り等から、今後の取組の視点を以下のように整理します。

- 自分以外のことにも関心を持ち、違いを認め合い支え合う心の醸成。  
→ 地域住民が課題に気づき、考え、行動できる「意識」
  
- 多様化する困りごとに対応できるきめ細やかな福祉サービスの充実や、身近な相談窓口の整備。  
→ 支援が必要な人に、適切な支援が届く「しくみ」
  
- 多世代が交流、活動できる居場所や機会があり、誰もが主役となって生涯において活躍することができる社会。  
→ 一人ひとりが生きがいを持ち、誰もが参加できる「地域活動」
  
- 地域活動の参加者が固定化せず、新たな担い手や資源が育つ地域。  
→ 様々な世代の担い手が育ち、地域活動の主体となる「人」
  
- 「支える側」「支えられる側」の垣根を超え、地域住民同士が活動をとおりつながら、連携が続いていく社会。  
→ 地域の多様な主体が連携し、助け合いが循環する「つながり」

これらの視点の中で、特に他者への関心や理解を深め、「地域福祉の意識を持つこと」が計画を推進する上で、大切な視点であると考えます。

私たちは、地域との関わり合いの深さや方法は皆違いますが、少なからず、自分が暮らしている「場所」を安心して安全に「生活」できる拠点として維持しています。それぞれの地域での普段の生活を、暮らしやすくするためにお互いに近くの人と助け合ったり気づかいあったりする、という考え方が「地域福祉」です。一部の人だけが「地域福祉」を担うのではなく、地域に住むすべての人でつくり上げるものだという意識を持つことが大切です。

地域の住民同士が、互いを尊重し支え合いながら、その人らしく安心して暮らしを送ることができるように、一人ひとりができることから始める、それを具体的に示したのがこの「地域福祉基本計画（地域福祉計画・地域福祉活動計画）」であると考えます。

この第4次地域福祉基本計画においては、「地域福祉とは何かを住民が理解し考えることこそが、地域共生社会実現の第一歩になると捉え、「地域福祉の意識の醸成」が他の施策へも波及する原動力になると位置づけています。

(3)あるべき姿 ～これからの8年間に向けて、どのような地域にしたいか～

誰一人取り残されることなく、静岡市に暮らす全ての人が、その人らしく生きることができ、住み慣れたその場所にこれからも住み続けたいと思うことができる地域づくりを、住民が主体となって目指します。

第4次地域福祉基本計画における基本理念を次のように掲げます。

**だれもが ここで暮らし続けたいと思う 地域をめざして**  
**～ みんなでつくる ともに支え合うまち しずおか ～**

第2章では、基本理念とそれを実現するための基本目標について、詳しく説明します。

～ ちょっと ひといき ♡ ～

みんなでつくり、みんなが進める計画であるために・・・

◎どのようにしてこの計画を策定したのか。

この計画を策定するにあたり、市民の皆さんの意見を様々なかたちでお伺いしました。

- ・市民3,000人の無作為抽出による「地域福祉に関するアンケート」  
 令和3年 10月実施 ※詳細については資料編を参照
- ・地区懇談会
 


(葵区)	令和3年	11月	一番町地区、安東地区
(清水区)		7月	清水地区
		10月	江尻地区、興津地区
- ・地区アンケート
 

(葵区)	10月	賤機北地区
(駿河区)	10月	西豊田地区、久能地区、南部地区
- ・地域の団体向けアンケート  
 令和3年 9月 469団体あて
- ・計画策定会議に市民公募委員の参画  
 静岡市健康福祉審議会地域福祉専門分科会 15名うち 市民委員3名
- ・パブリックコメント募集（計画案についての意見募集）  
 令和4年12月20日から令和5年1月19日まで 実施

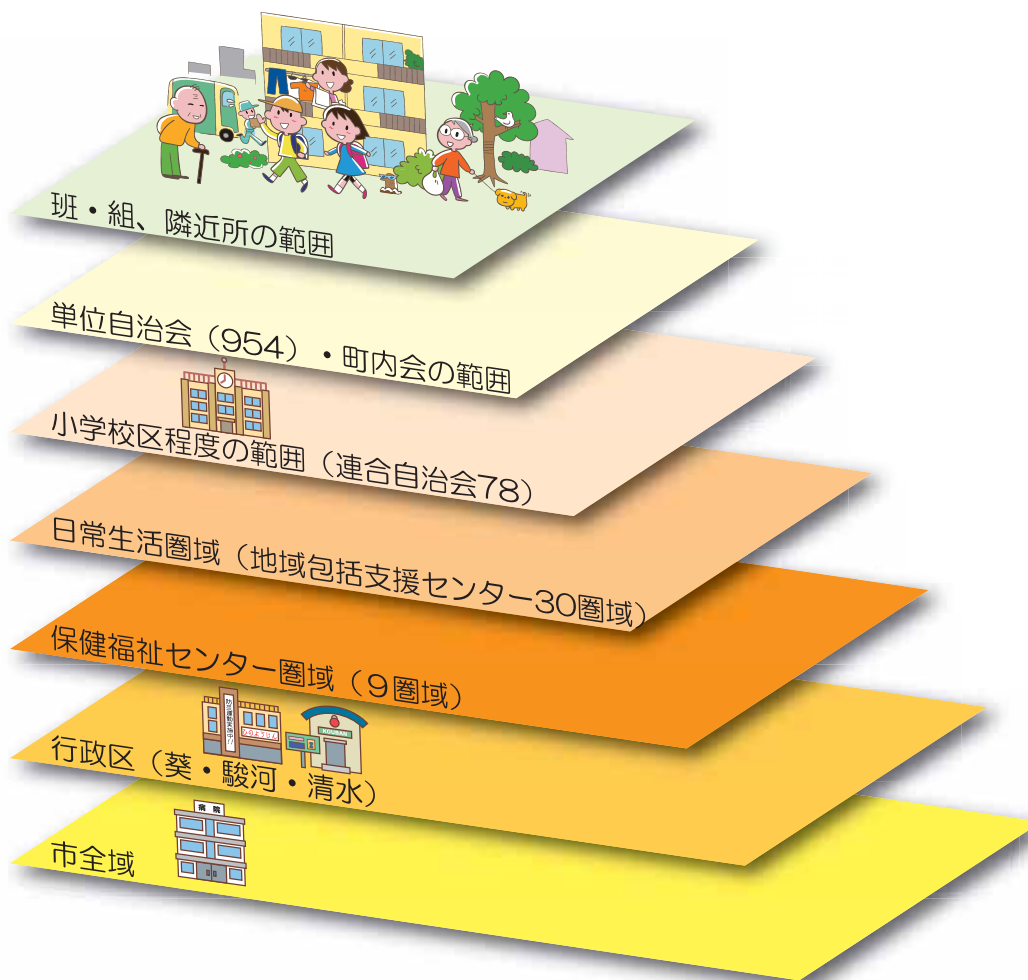
◎この計画の中で出てくる「地域」とはどこをいうのか。

P79のアンケート結果からもわかるように、「地域」と一言で言っても、人によってその範囲の捉え方は様々です。

「隣近所」から広くは「静岡市全体」まで、活動の範囲や内容によって、「地域」の範囲を柔軟に捉え、それぞれの課題に応じた福祉施策を推進していきます。

静岡市全域	範囲：大  範囲：小
行政区（3区）	
保健福祉センター（9圏域）	
日常生活圏域（地域包括支援センター圏域）（30圏域）	
小学校区程度の圏域（連合自治会78）	
単位自治会・町内会の範囲（単位自治会954）	
班・隣組、隣近所の範囲	

「圏域の考え方について」



◎誰が進める計画なのか。

地域福祉基本計画は住民主体で進める計画ですが、市社協や行政、地域の民間企業など様々な主体が「役割」を持ち、一丸となって計画を進めます。

**市民の役割**・・・行政や市社協、地域活動団体等の発する地域福祉に関する情報をつかみ、必要なサービスを受けたり相談支援の制度を活用したりします。また、地域の課題に関心をもち、支えられる側としてだけでなく、ときには支える側として地域活動に積極的に参加します。隣近所や周辺住民と、日常的なあいさつや安否確認ができる関係を築き、助け合い・支え合いの気持ちを持って接します。

**地域活動団体の役割**・・・私たちの暮らす地域には、自治会・町内会や老人クラブや子ども会などの様々な団体が、地域住民にとって最も身近な活動体として存在しています。地域住民が交流できる居場所づくりや、地域課題を共有するための懇談会等の運営などを主体的に担い、地域の様々な問題に向き合い活動しています。

**地域にある企業や、学校等の役割**・・・私たちの暮らす地域には様々な民間企業や事業所があります。また、地域に拠点をおく大学などの教育機関も、地域の重要な構成員です。それらの団体は、それぞれの特性を活かし、地域と連携・協力することで、地域活動の新たな「担い手」にもなることがあります。

**社会福祉協議会の役割**・・・社会福祉協議会は、地域福祉活動を推進する、営利を目的としない民間団体です。各種福祉サービスの提供や、身近な相談窓口の設置や、ボランティア団体や市民活動団体の活動支援を行っています。社協は、地域の多様な社会資源とネットワークを有しており、住民と様々な活動団体とをつなぐ役割もしています。地域福祉を推進する主体として、様々な世代に向けての福祉教育を行っています。

**市（行政）の役割**・・・市は、住民に最も身近な基礎的行政機関として、福祉だけでなく、医療や経済、環境や教育、防災やまちづくりなど、様々な分野で、住民が安心して生活できるよう制度等を整備し、行政サービスを提供しています。地域福祉に関する様々な情報の発信や、福祉に関する広報啓発活動も行っています。

このように地域福祉の推進は、立場が違う全員が主役となり、それぞれの得意分野や強みを生かして、連携・協力しながら「みんなで」進めていく必要があります。